

## 3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明 君     |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 総 務 係 長         |             |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長         |             |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君     |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫 君   |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 橋 本 直 紀 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君   |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) ヤングケアラーへの対策についてほか 玉川清史 議員
- (2) 上下水道事業についてほか 水出康成 議員
- 第 2 議案第 3号 坂城町手話言語条例の制定について
- 第 3 議案第 4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について
- 第10 議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第11 議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第13 議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に8番 玉川清史議員の質問を許します。

**8番（玉川君）** おはようございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

まず、最初に、昨日も同僚議員から3月11日、本日、東日本大震災の被害者の皆さんへのお見舞いの言葉がありました。私からも改めて犠牲となった方々には哀悼の意、被災された方々にはお見舞いを申し上げるとともに、いまだに行方不明となっている方々が一刻も早く家族の元にお帰りになりますことをお祈りいたします。

また、政府に対しては、福島第一原発の事故の教訓を生かさないうる政策、東日本大震災の復興財源、復興特別所得税の一部を防衛費に転用していることについて、強く反対を表明します。

では、質問に入ります。ヤングケアラーへの対策について、さらなる産業振興についての2項目について質問をします。

1、ヤングケアラーへの対策について。

イ、新年度予算について。

ロ、支援体制について。

ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策を、として3つ伺います。

最初にイ、新年度予算について。1、令和7年度の第3期子ども・子育て支援事業に加え、第6次長期総合計画の後期基本計画が始まります。他の連携が必要だと考えるが、新年度予算への反映はについて1つ伺います。

既に複数の同僚議員がヤングケアラー対策についての質問をしており、直近では昨年2025年、令和7年の9月議会で質問をしています。国の2021年調査と長野県の2022年の調査結果について質問をしています。以下、そのときの答弁のその後などについて伺います。

支援体制の質問の中で、家族の病気のケアが、障がいがある家族のケアなど、福祉部門や介護部門、保健部門等が行う支援との連携が不可欠であり、支援に当たっては、家族の置かれた状況を整理し、日頃から関係機関と連絡を取り、必要に応じて速やかに適切な関係機関につなげることができるよう、支援体制の構築を図っているとの答弁がありましたが、2025年度に比べて教育、福祉をまたいだ連携のための予算面での変化はあったのでしょうか。

2つ目の質問です。ロ、支援体制について、1、2の2つ伺います。

1、令和7年9月議会では、引き続き周知と状況把握を行うとしています。長野県のアンケート結果による町内の回答について、答弁では適切な対応の必要性を認めていますが、その回答についての対応はとして伺います。

同様に、調査結果について町の答弁では、県調査の結果を踏まえ、町として一定数の子どもが家族の世話をしている事実を認識しており、学校を休む、友達と遊べない、中学生で自分の時間が取れない、睡眠不足といった影響が一部に見られ、こうした子どもたちが生活のあらゆる面で課題や困難を抱え込まないように、適切な対応が必要だと受け止めていると答弁されています。

極めてプライベートな問題であることから、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうことで、自発的な相談につなげていく方向かと理解はしましたが、急を要する問題を解決できるのも、行政ではないでしょうか。

2つ目として、2、ヤングケアラーの把握と支援の最前線に立つ教職員や保育士の負担軽減のための体制づくりは、例えば、子育て支援センターの人員増などとして伺います。

ヤングケアラーについての周知により、相談数や見守り方法も増えてくるようになると、それぞれの役割の負担も増えていきます。特に専門職の人員増などが必要になるかと考えられますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問です。ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策を、1、状況改善のための支援の内容は、家事支援やヘルパー派遣などの具体的な対策の導入はとして伺います。

ヤングケアラーが注目されて対策が始まったのは、近年のことですが、全国では先進的な支援事業を進めている自治体が多くあります。

調査会社のヤングケアラーの子どもへのアンケートで、評価が高かった項目は、家事をはじめとする直接支援でした。子どもとしての生活の時間を削っているヤングケアラーに対して、代わりに行ってくれる対策などが必要だと思います。町の考えはどうでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。

**子ども支援室長（橋本君）** 1、ヤングケアラー支援の対策について、順次お答えいたします。

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子どもとして定義され、必要な支援を行うべき対象とされております。

子どもの年齢や成熟度にあった家族へのケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから大人へと成長するための大切なプロセスの1つであると考えられますが、一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重すぎる責任や過度な負担を抱える子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事へ参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみだけでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念されるところであります。

また、ヤングケアラーと思われる子どもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止め考えているかも様々であります。さらに、本人や家族に自覚がないことも多く、家庭内におけるデリケートな問題であり、表面化しにくいなどにより、支援に当たっては、まずは周囲が気づき、必要な支援につなげるのが重要であるとされております。

そうした特徴を踏まえ、現在、町では、子どもと関わりが深い小中学校のクラス担任をはじめとした教職員が、子どもの遅刻、早退、欠席の状況や宿題などの提出物の遅れ、また子どもの服装や生活リズム等の変化への気づきなど、日頃からの見守りによる生活実態の把握により、ヤングケアラーに当てはまる子どもの把握に努めているところであります。

また、スクールカウンセラーや教育・心理カウンセラーによる子どもとの面談において、困り事や気持ちの変化の聞き取りなどにより、生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもの状況を把握するなど、早期発見につなげているところであります。

保育園におきましても、子どもの様子や発する言葉に耳を傾け、子どもの生活に変化がないかを常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、保護者の総合的な支援機関であります子育て支援センターにおきましても、直接相談をもとより、町福祉部局や保健部局、社会福祉協議会など、関係機関との連携や民生児童委員さんの協力などにより、総合的に子どもを取り巻く家庭環境等の把握に努めているところであります。

ご質問のイ、新年度予算につきましては、相談体制の構築に必要な教育・心理カウンセラーや教育コーディネーター、子育て支援センターの公認心理師、家庭児童相談員など、専門職の確保に要する経費や、子育て短期支援事業などをはじめとした、具体的な支援にあたってのサービス利用にかかる経費を、引き続き計上させていただいているところであります。

続きまして、ロ、支援体制についてのうち、県の実態調査結果に対する町内の回答についての対応であります。2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査の調査結果における町内の状況といたしまして、世話をしている家族がいると回答した子どもが一定数いた状況でありました。

世話をしていることによる、家や学校生活に対する影響につきましては、町内の小学生では特にないと回答が最も多い結果でありましたが、友達と遊ぶことができないなどの回答もあり、町内の中学生でも、自分の時間が取れないなどの回答も僅かではありますが、ありました。

そうした調査結果を踏まえ、町といたしましては、世話をしている家族がおり、生活の一部に多少なりとも影響が出ている子どもがいるという認識の下、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面、学習面での変化など、子どもの状況把握に努めてきたところであります。

結果としまして、ヤングケアラーの定義にあてはまる子どもは把握されなかったところでありますが、引き続き学校等において、その早期発見に努め、必要な支援につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ヤングケアラーの把握と支援の体制づくりについてであります。ヤングケアラーの支援のためには、先ほども申しあげましたとおり、まずはヤングケアラーと思われる子どもに気づき、必要な支援につなげていくことが重要であると考えており、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、子どもの変化を早期に発見できるよう努めているところであります。

ヤングケアラーと思われる事案を学校等で把握した場合は、町子育て支援センターがヤングケアラーの支援相談先と位置づけられていることから、子育て支援センターにおいて必要に応じて、保護者や子どもと面談などを行った上で、事実確認を行い、支援の仕方を検討することとしてお

ります。

支援の仕方といたしましては、ヤングケアラーの定義からも、子ども本人というよりも、家族の病気のケアや障がいがある家族のケアなどが主な原因であると考えられるため、支援策としては、福祉部門や介護部門、保健部門等が提供するサービス利用が考えられることから、これら部門と連携し支援することとしております。

以上のように、ヤングケアラーの把握につきましては、主にふだん子どもと接している学校の教職員や保育園の保育士が担い、支援策の検討につきましては、ヤングケアラーの支援相談先となっている子育て支援センターの相談員が担うこととしており、また具体的な支援策については、その状況にもよりますが、主に福祉部門や介護部門、保健部門等が中心になって行うなど、それぞれに役割分担をして支援にあたる体制としていることから、特定の職員や部署などに過度な負担は生じないものと考えており、子育て支援センターの相談についても、現時点で特段不足しているものとは考えていないところであります。

続きまして、ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策をについてであります。ヤングケアラーにつきましては、背景として、例えば祖父母の介護や障がいや病気のある家族の世話や見守りなど、多岐にわたることから、介護分野や福祉分野などを含めた、子どもの家族への複合的な支援が重要となってまいります。

具体的な支援策といたしましては、ヤングケアラー本人の心身のケアとして、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの相談支援のほか、保護者が病気等により一時的に子どもの養育ができない場合は、児童養護施設等で一時的に過ごすショートステイ事業やトワイライトステイ事業といった、子育て短期支援事業の利用が考えられます。

また、ヤングケアラーが家族の障がいのケアを行っている場合には、家事援助等の居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの利用、調整などが考えられ、家族の介護である場合は介護保険サービスの利用、調整による支援が考えられるところであります。

そのほかにも、就労コーディネーターによる就労支援やベビーシッター利用支援事業活用、まいさぼ信州長野による就労生活支援や生活資金の貸付け、町社会福祉協議会によるファミリーサポートセンターの利用やこども食堂の利用など、子どもの置かれた状況やケースに応じて、様々な支援策の利用が考えられるところであります。

町といたしましては、ヤングケアラーの支援については、今後も早期把握に努めるとともに、日頃からヤングケアラーの支援相談先となっている子育て支援センターを中心に、保健分野や福祉分野、介護分野などと連携し、必要な支援が適切に届けられるよう努めてまいりたいと考えているところであり、既存の支援策では不足する分野がある場合は、新たな支援策につきましても、研究してまいりたいと考えているところであります。

**8番（玉川君）** お答えいただきました。支援の内容についてなんですが、居宅介護等の既存の

対応で間に合うというようなお話でしたが、それについての説明というか、関係者、子どももちろんなんですが、チラシをいただいて確認してみると、そういったことをもう少し具体的に、こういう問題抱えていませんか、これに対してはこういう対応できますよってというようなことも丁寧に説明する必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援につきましては、子どもたちがヤングケアラーについて正しく理解していることが重要なテーマの一つであるということから、引き続きヤングケアラーについて普及啓発に力を入れる中で、具体的な支援策についても、子どもたちに分かりやすいような普及啓発に努めていきたいと考えています。

**8番（玉川君）** 子どもである期間は短いですが、ヤングケアラーのその後の人生の方向性にも影響する大切な期間であることは、十分にご理解されていることとありますが、相談への対応が後手にならないように、坂城の子どもは坂城で守るために優先事項として、スピード感を持って施策を進めていってほしいと要望して、次の質問に移ります。

2、さらなる産業振興のためにとして、イ、ロ、ハの3つ伺います。

イ、「さかきモノづくり展」・「オープンファクトリー」の成果について。

1、令和7年10月に開催されました、さかきモノづくり展の成果について、町はどう考えるか。この事業は準備からまとめの会まで、関係者の皆さんは大変にご苦労されたことと思いますが、当日の盛り上がりは大変なものであったと記憶しています。

子どもたちの輝く目、ブースで熱意と自信に満ちた丁寧な説明をする町内事業所の皆さん、坂城町の底力を感じた催しでした。この事業の成果について町の考えを伺います。

2、さかきモノづくり展と同時開催されたオープンファクトリー、これの参加者数と参加企業の評価は、また今後の予定等は、未来の坂城町企業を支えてくれる町内小中学生が対象のオープンファクトリー、ふだんは子どもたちが入りにくい工場などを、安全に開放し、ご案内いただいた事業所の皆さんには、心から感謝いたします。

詳細について説明をお願いします。

次の質問です。ロ、制度資金の利用状況について。

1、制度資金の利用状況とそれについての町の分析は。モノづくり展やオープンファクトリーに見られた町内企業の気合をさらに盛り上げていくために、町全体でできることを考える上で、町内企業の現状について伺います。

ハ、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を。

1、中小・小規模企業が地域経済の主役であることを明らかにして、坂城町が1つになって、坂城の企業を盛り上げるという決意を共有するために、現在の商工業振興条例に、町、企業、町

民、それぞれの責務等を明確にした産業振興の理念を加え、中小企業・小規模企業振興基本条例、これを制定する考えを最後の質問として伺います。

研究者は地域の活性化のためには、地域経済の循環が重要であり、事業所間の関連性による地域内での取引活動や購買活動を通じた経済波及効果があることが望ましいと指摘しています。地域内での資金循環を高めていくことが、地域経済の活性化につながるとしています。

その中心となるのが中小企業・小規模企業です。多くの中小企業団体関係者などが運動して、2010年に中小企業憲章が閣議決定され、2014年に制定された小規模企業振興基本法では、成長発展だけではなく、事業の持続的発展の重要性を明確にして、個人事業主、従業員5人以下の小企業者などを、地域経済の主役と位置づけました。

坂城町では令和3年の経済センサス活動調査で、事業所数は600を超えていると報告されています。中小・小規模の事業所は家族経営や少人数で成り立っており、仕事だけではなく、地域活動やご近所付き合いも含み、坂城町にしっかりと根づいています。まさに地域経済の主役です。

町内経済の活性化のために、理念条例としての中小企業振興基本条例の制定を求めているわけですが、1999年に中小企業基本法が抜本的に改正され、第6条に地方公共団体の責務が盛り込まれ、地方自治体が地域課題に対して、独自に取り組めるようになったことで、基本条例の制定が広がってきました。

中小企業振興に対する自治体の考えを明らかにして、なぜ中小企業振興が必要なのかを、町の職員や事業所、地域住民に対して示し理解してもらうことが大切となります。このときに重要になるのが、中小企業振興への問題意識の共有であり、産業分野はもちろん、教育、福祉などにも及び関連部門と協働していくことが必要になります。

また、基本条例は行政の姿勢が続くことを保証することになります。首長が変わったとしても、中小企業振興に関して責任を持つという宣言です。

現在の坂城町商工業振興条例は、事業所にとって手厚い融資と補助金を中心の助成タイプの条例となっていますので、そこに中小企業・小規模企業は坂城町の基盤であり、町、企業、町民がそれぞれの責務を加えることで、中小企業・小規模企業を地域経済の主役として守って育てていこうと明らかにすることが必要だと考えます。

中小企業・小規模企業振興基本条例制定について、町の考えを伺います。

**町長（山村君）** ただいま2番目の質問としまして、さらなる産業振興のために、さかきモノづくり展、オープンファクトリー、あるいは制度資金、中小企業基本条例の制定、イ、ロ、ハとご質問いただきました。順次お答えしたいと思っております。

まず、さかきモノづくり展につきましては、昨年10月3日、4日の2日間、坂城テクノセンターを会場としまして、公益財団法人さかきテクノセンターの主催、町、町商工会、テクノハート坂城協同組合の共催により、29の企業、大学、団体にご出展いただき開催されました。

今回のモノづくり展は、コロナ禍を経て実に8年ぶりのリアルの開催となり、町内企業が誇る高度な技術力や製品を広く発信し、企業間のビジネスマッチングを促進するとともに、次世代、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさや重要性を伝えることを目的として実施され、当日はブース展示のほか、出展企業によるプレゼンテーションや町と連携協定を締結している大学の先生方による講演会、さらには子ども向けのプログラミング教室などが行われ、2日間で約1,300の方が来場されました。

今回のモノづくり展の成果としますと、まず、坂城町の次世代を担う子どもたちに対してモノづくりへの興味を育むことができた点があげられております。

先ほどお話もありましたが、今回は町内3小学校の6年生、坂城中学校の2年生、さらに坂城高校の2年生の児童生徒約250人の見学を計画していたことから、出展者説明会において体験型の展示についても配慮していただくよう、企業にお願いしたところ、当日はEV、ミニショベルのラジコン操作体験や射出成形の体験、金属メダルの金メッキ体験、木工体験など、実際に見て、触れて、作って、楽しめる展示や企画を多数ご用意いただきました。

こうした取組もあり、2日間にわたり多くの子どもたちが目を輝かせながら、各ブースを回る姿が見られ、将来、町の産業を支える担い手がモノづくりに興味を持つ動機づけとして大きな成果があったものと考えております。

また、出展企業のPRやビジネスチャンスを創出できたことも、大きな成果であると思っております。各社の持つ独自の技術や最先端の技術が披露され、町内外の企業関係者との間で、商談や情報交換が行われるなど、ビジネスチャンスの創出や販路開拓に向けた場となったと考えております。

さらに、今回のモノづくり展を契機に、町内の企業等が連携して、それぞれの持つ強みや技術を基に、来場者向けの展示を行うなど、新たな連携の形が構築できたことも非常に意義深いことを感じております。

総括いたしますと、今回のさかきモノづくり展は単なる製品展示にとどまらず、体験や交流を通じてモノづくりのまち・坂城のブランド力を町内外に強くアピールすることができ、またクロージングセレモニーにおいて、ものづくりのまちのウェルビーイングを宣言し、盛況のうちに終えることができました。

次回のモノづくり展につきましては、3年後となる令和10年の開催を予定していると同っておりますので、町としましても、引き続き支援をしまいたいと考えているところであります。

続きまして、さかきモノづくり展と同時開催されましたさかきオープンファクトリー事業の評価についてであります。この事業は、ふだん見ることのできない企業のモノづくりの現場を公開し、その技術や魅力に直接触れていただくことで、地域産業への理解促進や次世代の人材育成、さらには地域の活性化を図ることを目的として、町商工会、工業部会を中心とする実行委員会に

より企画運営され、当日は製造業を中心に18社が参加いたしました。

町といたしましても、事業の趣旨に賛同し、さかきモノづくり展との連携により相乗効果が生まれるよう協力するとともに、坂城町コトづくりイノベーション補助金を交付し、開催を支援したところであります。

初日につきましては、児童生徒向けとして町内3小学校の6年生と坂城中学校の2年生合わせて約200名が参加し、2日目は一般の方を対象に約100名が参加され、2日間で延べ約300名の方にご参加いただきました。

後日、小中学校に行ったアンケートによると、約85%の児童生徒がモノづくりに興味を持てたと回答があり、当初の目的どおり、子どもたちにモノづくりの魅力を伝えるよい機会になったものと捉えております。

次に、参加企業からの評価につきましては、自社の仕事や技術を、子どもたちや一般の方に知ってもらうよいPRの場になった。子どもたちに自分たちの仕事を見ってもらうことで、モチベーションの向上につながった。今回の取組により自分たちの仕事の価値や強みを再認識できたといった、ご意見をお寄せいただきました。

今回のさかきオープンファクトリーの開催により、子どもたちや地域の方々に企業の魅力を実際に目で見て、肌で感じていただけると同時に、受け入れる企業側にとりましても、新たな気づきや成長の機会となり、双方にとって極めて有意義な事業であったと考えております。

また、今後の予定といたしましては、実行委員会において、来年度の実施に向けて準備を進めていると伺っております。町といたしましても、この事業がモノづくりの町のさらなる発展につながることから、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ロの制度資金の利用状況はのご質問にお答えいたします。県や町では令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大を受け、新型コロナ対策の制度資金を新たに創設し、事業所等を支援してまいりました。

また、県では令和5年12月に物価高騰対策の制度資金、令和7年6月には関税対策の制度資金を創設し、事業所の資金需要をサポートするとともに、県や町におきましても、制度資金のあっせんや、これら制度資金の借入に伴う保証料の一部を補給することで、事業所を支援してきております。

令和6年度の制度資金の利用状況につきましては、設備資金が4件で約5千万円、運転資金が49件で約7億5,700万円であり、合計しますと53件、約8億700万円でありました。

また、令和7年度につきましては、12月末現在で設備資金が4件で約1,100万円、運転資金は56件で約9億2,500万円、合計しますと60件、約9億3,600万円の利用状況となっております。12月末の時点で、前年度の年間の件数、融資額を超えている状況となっております。

今年度の傾向といたしましては、6年度と同様、設備投資に向けての資金需要は少なく、運転資金需要が多く占めております。運転資金の借入件数のうち約65%は物価高騰対策関連、約10%が関税対策関連となっており、この2つで全体の約75%を占めている状況となっております。

町が3か月ごとに実施している企業経営状況調査や制度資金の融資状況、金融機関のヒアリングなどから、町内の事業所は原材料費、エネルギーコストの上昇や米国の関税政策といった要因により、経費の上昇や受注量の減少などの影響を受けており、投資よりもまずは足元の経営基盤を強化するための資金を確保しているものと分析しております。

また、2月28日には米国とイスラエルがイランに対する軍事攻撃を開始し、その対抗措置として、イランがエネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡の封鎖を発表するなど、国際情勢が緊迫しております。

今後エネルギー供給や物価の動向など、町内企業への影響も懸念されているところであり、町といたしましては、今後も引き続き県や商工会、金融機関などの関係機関と連携を密にし、制度資金のあっせん、保証料補給など、事業者の皆様の経営安定に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ハの中小企業・小規模企業振興基本条例の制定をとのご質問ではありますが、町では、坂城町第6次長期総合計画において、技術の高度化、技術革新の支援や経営安定の支援、産業集積の推進、商業の活性化、経営強化の支援などといった施策の内容を定めており、この計画に沿って商工業振興施策を進めてきております。

主な事業を申し上げますと、坂城町商工業振興条例に基づき、工場設備等の新增設を支援する商工業振興補助金や制度資金のあっせん、保証料補給を行っているほか、新たな製品開発などに係る経費を支援するコトづくりイノベーション補助金、商業店舗リフォーム補助金、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合と連携した技術の高度化や人材育成、人材確保支援など、様々な施策に取り組む中で、町内企業の振興に努めております。

また、当町の強みは、グローバルに活躍する大企業と高度な技術力を持つ中小の企業が企業間の取引のみならず、町商工会やさかきテクノセンターなど、各団体の活動などを通じて密接に関わり合いあっている点にあるとも考えております。

さらに、先ほども答弁させていただきましたが、昨年のさかきモノづくり展やさかきオープンファクトリーには、町の多くの中小企業、小規模企業が出展し、当日は子どもたちのみならず大勢の町民の皆様が見学を訪れ、まさに坂城町が1つになって、坂城町の企業を盛り上げることができた事業になったと考えております。

他市町村の中小企業・小規模企業振興条例を見ますと、基本理念、市町村の責務、中小企業の努力、大企業者の役割、住民の理解と協力などが規定されておりますが、この理念や責務につい

ては、ものづくりのまちとして培ってきた長い歴史の中では、町はもちろん、町内の中小企業や大企業、関係機関、町民が既に認識し、実行している内容であると考えております。

こうしたことから、中小企業や小規模企業を対象とする新たな条例を制定するのではなく、町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合や関係機関、関係団体と連携する中で、坂城町の全ての企業の振興が図れるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**8番（玉川君）** 町長より全てお答えいただきました。

モノづくり展、オープンファクトリーについては、次回大変楽しみにしております。個人的にも、町外にSNSなんか使って宣伝をしたいと思っております。

1点伺います。制度資金の利用の状況で、運転資金がほぼほぼだというようなお話がありました。これについて、事業所に対しての実態調査、こういったものについては、どういうふうにお考えでしょうか。以前も何回かお聞きはしているんですけども、人手がないとか、大変というような感じで、実際的にはできない。テクノセンター長が回っているというようなお話も聞いていますが、これについて町はどういうふう、できれば少しでも多くの、小さな事業所を回っていただきたいんですが、それについてお考えを伺います。

**商工農林課長（北村君）** ただいま玉川議員から、商工業者に対して実態調査を行ってはどうかというご質問を頂きました。

実態調査につきましては、現在のところ考えておりませんが、これまでも商工会、テクノセンター、テクノハート、町も含めまして、4団体で毎月会議を行う中で、企業等の状況についての情勢等も確認をしております。

また、それぞれの機関で個々にヒアリングした内容についても、その場で共有しておりますので、まずはそこで、事業、町内の状況の把握に努め、またヒアリング、金融機関からもいろいろお聞きする中で、町の企業振興に努めてまいりたいと考えます。

**8番（玉川君）** 振興基本条例については、今の振興条例で対応できるというようなご答弁だったんですが、これは町内でのことでありまして、坂城町というのは、外に向かってもうちょっと発信をする必要もある、というような気持ちもありますので、ものづくりの町、坂城町については、中小・小規模事業所を町全体で支えていく姿勢、これを外に向けて宣言してほしい、坂城の事業所は坂城で守るというようなことを要望いたしまして、質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

**議長（中嶋君）** 再開をいたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

**4番（水出君）** ただいま議長より発言の許可をいただきました。本定例会最終登壇者となりますが、よろしくお付き合いをお願いいたします。

通告に従い一般質問を行います。1つ目に、上下水道事業について、2つ目に、交通体系について、2件についてお願いします。

それでは初めに、上下水道事業について。

私たちの生活において、蛇口をひねると当たり前のように利用できている水道、災害より避難を余儀なくされた際、いの一番、必要となる水。また、日本の水道は世界でも類を見ないほど安全でおいしい水です。

そんな水を提供してくれる水道事業において、上田長野地域では、人口減少、施設の老朽化、専門技術者不足といった共通課題に対峙しています。

課題の克服、この地域にふさわしい水道事業の在り方について検討するため、令和6年4月8日に、上田市、坂城町、千曲市、長野市、長野県企業局の構成団体が、水道事業の広域化を一つの方向性として、上田長野地域水道事業広域化協議会（以降協議会といいます）を設立されました。

町のホームページに、設立から6回の協議会の内容、協議会規約、昨年11月4日の第6回協議会において合意を得た、上田長野地域水道事業広域化基本計画（成案）（以降基本計画といいます）が公開されております。

坂城町の水道水は上田市より供給を受けております。上田長野地域水道事業広域化（以降広域化といいます）が検討されていることに町民も高い関心を持ち、注視しているところです。

その中、水道事業の広域化について、構成団体、地域住民の意見とすると、現段階では反対とも取れる慎重な意見も耳に入ってきます。

また、3月8日の信濃毎日新聞の掲載記事では、原文で紹介しますが、「上田長野地域の水道事業の統合をめぐっては、5団体による広域化協議会が2024年4月に発足、25年1月には統合の基本計画に同意したものの、上田市は事業統合にこだわらない連携も排除せず議論したいと、離脱も示唆する。先行きの不透明さに危機感を募らせたのが周辺自治体の町村長だ。」と掲載されておりました。

このような情報下においても、検討される方向性や、これから決まるだろう結果に不安を感じている町民も多くいると思います。

そこで、協議会として、これから具体的な検討が進む段階ではありますが、当町として、協議会への向き合い方などに関する質問として、イとして、基本計画について3点伺います。

1つ目に、当町の要望や課題など、協議会へ要望や課題として答申した内容があれば伺います。

2つ目に、基本計画は合意を得ていますが、現状、広域化を進める上で、さきにも触れましたが、構成団体地域の住民意見としては賛否があるようですが、当町の方向性とその理由を伺います。

3つ目に、構成団体地域ごとにいろいろな要望や課題がありますが、基本計画を進める上で、

当町として注視していく点について伺います。

続きまして、ロ、下水道事業について。

長野市、千曲市で構成される上流処理区に属する坂城町の下水道は、千曲川流域下水道として、受益者負担金制度により、受益者の負担金や国の補助金により運営されています。

また、汚水と雨水を別々に処理する分流式下水道で、汚水のみを処理を行います。雨水は今までどおり排水路で処理しますので、雨どいや雨水の入る屋外の流しなどを下水道に接続することはできません。

皆さんの家庭や工場から出される下水を公共下水道で集め、流域下水道に接続して終末処理場（アクアパル千曲）で処理する、流域関連公共下水道方式の下水道処理です。

処理された無害で安全な水は、千曲川に放流されています。千曲川を一体的に守るためにも、大きな役割を果たしています。

このような大切な下水道ですが、水道事業同様に、人口減少や施設の老朽化等の維持整備についても将来に不安があります。全国でも同様な課題を抱えている自治体も多く、下水道の理解を深めたり、収益を得る活動に取り組みられたりと工夫が見られます。

特に下水道のマンホールの蓋に関する事業を、SNS等で通じて目にする機会も増えました。それは全国的にもマンホールカードの発行が増加してきて、マンホールの蓋を目当てに街歩きを楽しんだり、写真を撮ったり、全国的にマンホラーと呼ばれる愛好家が増えてきたことによると思います。

当町では、マンホールカードはなじみが薄い方も多いと思いますので、多少簡単に説明させていただきます。

マンホールカードは、今まで下水道を気に留めていなかった方や、蓋の先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的に誕生しました。それぞれ自治体が発行し、無料でコレクターに提供されております。

カードの特徴として、集める楽しさにこだわったコレクションカードです。配布場所が限定されており、その場所に行かなければもらえないため、マニアのコレクション魂をくすぐります。集めることで発見できる楽しさを意図的に残した設計でつくられています。枚数ごとに収集していく過程で、カードに隠された記号の意味が分かるような設計が施されています。

3つ目に、デザインの奥深さや説明や由来が鮮やかな画像とともに記載されています。

そのようなマンホールカードを集めたり、実際の蓋を見つけたり、写真に収めたりと、マニアの方は全国を訪ね、収集している方が多いようです。

また、マンホールの蓋にキャラクターなどを描くことで、より注目度を集め、交流人口を増やす施策やイベントに活用されています。

また、企業広告に活用し広告収入を得たり、交換された古い蓋の販売収入を得たりと、新たな

下水道事業収入を上げる工夫をされている自治体もあるようです。

当町も役場にはカラーマンホールが展示されております。そこで、当町の取組について2点質問します。

1つ目に、展示されているカラーマンホールの蓋について、展示の背景と活用目的を伺います。

2つ目に、マンホールの蓋に関する事業として、近隣市町村も取り組まれているマンホールカード提供事業や、マンホールの蓋の中古販売、企業広告利用として事業収入を図る等の取組を行うことへの考えを伺います。

以上、上下水道について、イ、ロについて答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま水出議員さんから1番目の質問としまして、上下水道事業についてのご質問をいただきました。私からは、イの水道事業広域化の基本計画についてのご質問にお答えしまして、ロの下水道事業については、担当課長から答弁させていただきます。

まず、水道事業につきまして、これまでの経過についてご説明いたしますが、本事業は、坂城町にとって極めて重要な事業でありまして、坂城町の将来にとって大切な事業だと思っております。積極的に関与しているところでございます。

まず、将来の人口減少による料金収入の減少や、老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加え、少子化による担い手不足や多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念されているところであります。

本地域においても例外ではなく、令和3年7月に、町と長野市、上田市、千曲市、県企業局の5団体により、上田長野地域水道事業広域化研究会を設立し、この地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討してまいりました。

広域化に向けた検討の経過につきましては、研究会として2回のシンポジウム等を開催したほか、当町においても計3回の住民向けの説明会とアンケート調査を実施し、住民の皆さんへ広く周知するとともに、貴重なご意見等をいただき、研究会でも情報共有を図ってきたところであります。

その後、研究会での広域化に向けた基本的な方向性等の研究内容を踏まえた、さらなる検討協議を実施するため、令和6年4月には、上田長野地域水道事業広域化協議会が設立されたところであります。

同年7月に開催されました第2回協議会において、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有するための基本計画の策定について合意がなされ、同年10月開催の第3回協議会の中で基本計画、これは素案であります。示され、この素案をもって、構成団体の住民の皆様から広くご意見等を募集することとされました。

この意見募集につきましては、構成団体である市、町それぞれで実施することとし、当町では説明会を開催した場合の一部の出席者の方々だけでなく、広く町民の皆様からご意見をいただけ

るよう、広報さかきや町ホームページでお知らせする中で、投書方式による意見募集を実施し、町では1名から5件のご意見をいただいたほか、協議会全体では78名から計144件のご意見が寄せられたところであります。

また、令和7年2月に開催されました第4回協議会では、基本計画（素案）に対する意見募集等の結果について報告がなされ、寄せられた意見及びその回答について共有し、同年7月に開催された第5回協議会において、基本計画（素案）について、これまでの住民説明会や意見募集で寄せられた意見等を反映するとともに、所要の修正を行い、基本計画（案）としての合意がなされました。

その後、表記の統一などの細かい修正を実施した後、同年11月に開催された第6回協議会において、基本的方針や事項をまとめ、今後さらなる検討を進める上で指針となる基本計画の合意がなされ、決定に至ったところであります。

続いて、協議会での当町からの要望や課題などの内容についてのご質問であります。現在、県企業局には、上田市諏訪形浄水場から単線で千曲川左岸側を、村上側ですね、経由した後、村上地区で分岐し、坂城大橋を通じて千曲川右岸側への給水が行われておりますが、台風や地震をはじめとする災害等により、坂城大橋の落橋等の甚大な被害が生じた場合、町の右岸側においてお住まいの約8割の皆様が水道水の給水ができなくなることが想定されることから、災害時も含め、全町に安定した給水を行えるよう、千曲川左岸側の村上地区のみに布設されている基幹送水管については、右岸側にも布設する管路二重化と、諏訪形浄水場の機能が災害等により停止した場合の供給体制の整備といった、送水管及び浄水場のバックアップ機能について要望してきたところであります。

そうした中で決定した基本計画におきましては、業務運営の基本方針、施設整備計画の中で、千曲川流域の高低差を利用した、上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築するという基本方針が示されており、当町としての課題解消につながる要望が盛り込まれた内容になっているものと捉えております。

また、広域化を進める上での当町の方向性などについてのご質問ですが、町といたしましては、水道事業の課題として、人口減少に伴う水需要の大幅な減少、深刻化する専門人材の不足、水道施設の老朽化などに直面している中、将来を見据えて、安定的に安心安全な水道水を供給するため、広域化が最適な手段の一つであると認識しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、町では、これまでに住民説明会や基本計画（素案）に対する意見募集等を行う中、様々なご意見やご要望等いただきましたが、当町では広域化に対する、広域化に対する反対の声はいただいておらず、町民の皆様におおむねご理解をいただいているものと認識しております。

一方、当町以外の構成団体の一部においては、広域化に反対の姿勢を取る市民団体や議員の皆様もおられるとお聞きしておりますが、広域化に対する懸念やデメリット等を払拭できるよう、構成団体に協力し、より丁寧な説明をしていく必要があると考えているところであり、引き続き、構成団体と協議を重ねながら、町民の皆様に加え、本地域の住民全体の利益享受のために積極的に関与してまいります。

次に、基本計画を進める上で注視する点といたしましては、これまでにいただいた様々なご意見や課題などに対し、住民や議会の皆様の理解を得るために、優先的に協議検討すべき事項を重要協議事項として、3項目に整理しております。

1つ目は、本地域で事業統合する必要性や構成団体の在り方、企業団議員の選出割合等について協議する企業団の在り方。

2つ目として、整備計画の最適化、補助対象事業の精査、効率的な事業実施に向けた工法等の検討、各地域の整備状況を鑑みた施設整備等について協議する、地域にとっての最適な施設整備計画。

3つ目として、各構成団体の出資割合などの考え方について協議する、構成団体ごとの財源負担としております。また、重要協議事項の協議検討と並行して、組織や職員、業務運営、施設整備、財政運営など具体的な事業内容を定める事業計画（案）の策定に取りかかる予定となっております。

町では、これら重要協議事項及び事業計画（案）をまとめる上で重要となる、基本計画が示す方針から逸脱しないように注意しつつ、町民や議会の皆様に対し丁寧な説明を行うとともに、ご意見等をお聞きしてまいりたいと考えております。

現在のところ、事業統合自体は決定したものではありませんが、将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給できる持続可能な水道事業を構築するため、構成団体とともにさらなる協議を進めてまいります。

**建設課長（高橋君）** 1、上下水道事業についてのうち、ロの下水道事業についてのご質問にお答えいたします。

当町の公共下水道事業につきましては、平成5年に事業着手し、平成12年10月の一部供用開始以来、令和7年度末での面整備率でございますが、こちらは96%まで進捗し、行政人口のうち下水道への接続が可能な処理区域内人口の割合である普及率につきましては、98%となる見込みとなっております。

また、下水道で使用するマンホールの蓋につきましては、各地域の特色や特産品などの意匠を取り入れたデザインマンホール蓋が全国各地に存在しておりまして、当町においても導入した経過がございます。

当町のデザインマンホール蓋の展示の背景と活用についてのご質問ですが、平成5年の事業着

手の際に、下水道との身近な接点であるマンホール蓋を通じて、下水道へのご理解と関心を深めていただくことを目的に、当町の特色である、町花のバラ、町花木のリンゴ、特産品のブドウ、主要産業の工業をモチーフとしたデザインを取り入れ、現場には色なしのデザインマンホール蓋を設置するとともに、役場においてはカラーのデザインマンホール蓋をPR用として展示してきたところでございます。

現在は、国土交通省がスリップ防止対策として、蓋の表面に凹凸が施された滑りにくいマンホール蓋を推奨していることから、町内では比較的スリップのおそれがあるデザインマンホール蓋は設置しておりませんが、PRのため、カラーデザインマンホール蓋を引き続き展示しているところでございます。

続きまして、マンホールカードの提供やマンホール蓋の中古販売、マンホール蓋の企業広告利用の取組についてのご質問に、順次お答えいたします。

まず、マンホールカードの提供事業につきましては、国土交通省や下水道関連の企業などで組織される下水道広報プラットフォーム、こちらにより、特色あるご当地マンホール蓋を通じて、下水道事業に関心を持っていただくことを目的に企画されている事業でございます。

現在、当町においては、マンホールカードの提供事業は実施しておりませんが、ご当地マンホール蓋については、そのユニークさや美しさに惹かれて訪ね歩くファンも多く、県外からの観光客や熱心なカード収集家もおられるとお聞きしているところであります。

カードの発行に当たっては、下水道広報プラットフォームが定める要領によりまして発行する仕組みとなっており、カードの購入予算も発生することから、今後、その役割や効果なども含め、研究してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、マンホール蓋の中古販売でございますが、毎年9月10日の下水道の日に合わせて、暮らしを支える下水道への関心を高め、その役割や重要性について理解を深めていただくため、下水道終末処理場で開催されている下水道ふれあいデーにおいて、施設の更新などで不要となった使用済みのマンホール蓋の販売が実施されており、現在は、流域下水道事務所と長野市の2団体が実施している状況であります。

また、下水道ふれあいデーでは、使用済みマンホール蓋の販売のほか、下水道終末処理場内の見学ツアーや微生物観察会、遊び広場やカルチャー体験に加え、関係する6市町村及び流域下水道のデザインマンホール蓋の展示などを行っております。

当町の下水道事業については、平成5年からの着手ということもあり、他の団体に比べ、比較的新しい施設であることから、現在のところ、更新された使用済みのマンホールのストックがない状況であります。

今後、施設の更新などで不要となるマンホール蓋が生じた際には、資材の保管場所の確保や劣化による破損状況などを見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

最後に、企業広告利用としての取組についてでございます。この事業は、マンホール蓋を広告媒体として利用し、下水道施設の維持管理等の自主財源確保や地域経済の活性化、街のにぎわいの創出及びイベント、観光PR、町の施策の啓発などを行うことを目的として実施されているものであり、現在、県内では長野市が取組を行っていると認識しております。

長野市の事例を拝見いたしますと、長野駅周辺の3か所を設置場所に選定し、商業広告掲載の募集を行う中、令和7年度から8年度までの2か年の設置を予定しており、広告料については、1か所当たり月額で6,600円とお聞きしているところであります。

当町といたしましては、人通りが多く、広告として効果的な設置場所の選定が難しいことですか、この事業そのものの費用対効果などの検証も必要であることから、今後、県内外問わず、他の事業者の取組に注視するとともに、庁内関係部局等とも研究を進め、検討してまいりたいと考えているところであります。

**4番（水出君）** ただいまは、町長、担当課長より答弁いただきました。初めの上田長野地域水道事業広域化についてですが、現在、上田市の市長選、市議会選も控えており、一部候補者の間では、論点の一つに掲げられている方もあるようで、水利権や政治的な関係性など、地域ごとに様々な利害があり、水道の広域化は構造的に難しさも感じているところです。これからの進捗を広域地域住民として、より注力していきたいところです。

今後、協議会や行政側は、住民に対してしっかりと情報を適時開示し、理解を求める取組を地道に続けていくことを要望しておきます。引き続き、町長の力強いリーダーシップで広域化が成就するよう、大いに期待しております。

水道事業のマンホールの蓋については、近隣市町村はマンホールカードを発行しております。マンホールの方々は、所有しているからこそ、漏れなく集めたく、当町が始めることにより、また新たに当町にマンホールカードを得るために、町を訪れてくれるのではないかなと思います。下水道事業も、交流人口を増やすきっかけづくりが可能になります。

また、町の集客により収益につながる複合的な施策を幅広い視点で検討されていくことを要望しておきます。まずは、マンホールカードの発行に取り組んでいただけるよう、検討をお願いいたします。

そして、次の質問に移らせていただきます。2の交通体系について。

坂城町第6次長期総合計画において、現在、令和8年度から12年度までの後期基本計画の検討が進められております。当町は、自然豊かな工業の町、ものづくりのまちとして認知され、首都圏からのアクセスのよさや、歴史や特産品にも恵まれています。

また、坂城インター線と国道18号バイパスまでの区間整備や新複合施設の建設など進められております。そんな町の特性を活かし、交通の利便性の向上と地域経済の発展を目指しているところです。

また、公共交通に関する事業は、町のコミュニティ形成や発展、活性化、交流人口や関係人口の増加にも寄与するため、私は大変注目している事業の一つです。

交通体系の関係で、利便性の向上に関する質問は、自身でも令和6年6月第2回定例会において行い、同僚議員からも直近の前回定例会や今定例会でもありましたが、今回の質問に関する部分について、過去の質問と答弁の内容を簡単にまとめてみました。

令和6年に鉄道会社側として、利用促進として交通系ICカードSuica導入を検討されている紹介が町長よりあり、この14日に導入される運びです。

テクノセンター駅については、昇降機はあるが、実用的ではないので、エレベーターを設置してほしいについては、跨線橋とホームの構造からかなり難しい。

Suica導入により、現在、駅ロータリーの反対側にSuica端末機を設置すれば、バリアフリーで利用できる。エレベーター設置よりは実現性があるが、どのようにするか明確になっていないため、今後確認していく。

今のところ、高齢者や障がい者の方でエレベーターが必要な方は、現状、循環バス、デマンドタクシーを有効利用して、坂城駅の利用を検討いただきたい。このような状況かと認識しております。

そこで、イとして、公共交通利用促進について。

後期総合計画に関する交通体系の取組のうち、公共交通利用促進に関して、3点について質問します。

1つ目に、しなの鉄道では交通系ICカードSuica（以降Suicaにしますが）導入が始まります。町として、Suicaの普及推進や導入効果として期待することを伺います。

2つ目に、後期総合計画では、鉄道駅周辺の環境整備や利便性の向上、安全確保を目指しているが、これから5年間の中で具体的に構想している事項を伺います。

3つ目に、駅広場や駅周辺で、イベント等において、さらなる集客や往来を増やすための工夫について伺います。

続きまして、ロとして、交通体系整備について。

令和7年度からデマンドタクシーの本格運用が始まりました。町の循環バス、鉄道を含めて、住民ニーズに即したよりよい地域交通体系の構築を推進していくことを後期総合計画に掲げています。

昨日も同僚議員より関連する話題の一般質問もありましたが、公共交通体系の整備に関して質問します。

1つ目に、交通弱者のために足でもある循環バスの運行について、現在捉えている課題を伺います。

2つ目に、バスの老朽化が進んでいると感じますが、循環バスの更新やバリアフリー車両の導

入も視野にあると思いますが、導入時期の見込みを伺います。

3つ目に、デマンドタクシー、循環バス、鉄道などの移動手段が相互に補完し合い、利用しやすい新たな地域交通の仕組みづくりを進め、地域公共交通体系構築を推進することで、交通弱者にとって利便性の向上は、具体的にどのように変わることを目指しているのか伺います。

以上、交通体系について、イ、ロについて答弁をお願いします。

**建設課長（高橋君）** 2、交通体系についてのご質問に、順次お答えいたします。

町では、令和12年度までを計画期間とする、坂城町第6次長期総合計画後期基本計画、第1章、暮らしと産業、安心の基盤づくりにおいて、地域の活力を高める道路交通網整備の施策の一つとして、利便性の高い地域公共交通の仕組みづくりを進め、よりよい地域の交通体系づくりの推進を掲げることとしております。

当町の公共交通といたしましては、町外への移動については鉄道事業者であるしなの鉄道が、町内での移動については町循環バスが担い、運転免許自主返納者等への運賃無料化や、路線区内において停留所以外でも乗降車が可能などこでものれーなどのサービスを提供しているほか、一部、町外の医療機関やバス停などへの運行も行っているところであります。

また、75歳以上の高齢者を対象に、1回500円で自宅と医療機関などの町内停留所間を、予約状況に応じて複数人が乗り合いで運行するデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、今年度から本運行を開始したところであります。

ご質問のイの公共交通利用促進についてであります。しなの鉄道において、3月14日土曜日から、全線全駅で交通系ICカードSuicaをはじめ、Suicaと相互利用を行っている他の交通系ICカードや地域連携ICカードKURURUなどの利用が可能になるとお聞きしているところであります。

このSuicaの導入によりまして、当町を含むしなの鉄道エリアと、東京などの首都圏を結ぶJR東日本エリアなどにおいて、これまでのように複数の切符を購入することなく、Suica1枚で電車移動ができるようになることは、しなの鉄道の利便性の向上と利用促進が期待されるところであります。

また、Suicaにつきましては、町内タクシー事業者の料金決済や、電子マネーとして全国展開している店舗を中心に、コンビニやスーパー、飲食店など登録済みの店舗においても利用可能となっているところであります。

Suica導入により、当町の地域公共交通の基幹であるしなの鉄道の利用が促進されるとともに、波及効果といたしましては、町内の飲食店や小売店などでもSuica決済の導入が進むことにより、利用者の利便性向上による消費拡大など、経済効果が期待されるところであります。

続きまして、鉄道駅周辺の環境整備や利便性の向上と安全確保のご質問であります。これまで坂城駅へのエレベーター設置をはじめ、駅周辺の歩車道の整備やグリーンベルト設置などのバ

リアフリー対策を行い、今年度につきましても、テクノさかき駅前の老朽化した舗装修繕と点字ブロックを更新するなどの、駅利用者の利便性や安全に配慮した環境整備を実施してきたところでもあります。

今後、後期基本計画5か年での具体的な取組といたしましては、テクノさかき駅のエレベーター設置に代わる、新たなバリアフリー対策について、しなの鉄道と連携して検討してまいりたいと考えているほか、引き続き、必要に応じて、利用者の利便性向上と安全確保に資する取組を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、口の交通体系整備についてのご質問にお答えします。

町の循環バスにつきましては、北回り便と南回り便の2つの運行経路で、祝祭日と日曜日、年末年始を除く月曜日から土曜日まで、1日各5便を運行しているところであります。

循環バスの運行における課題についてであります。現行のバスは導入から10年以上が経過し、走行距離も50万キロを超えていることから、頻繁に車両の修繕等の対応を行っており、今後も法定点検時や車検時における不具合への修理対応に加え、突発的な故障等に対応するための費用がかさむことが懸念されるところでございます。

また、運行面では、各停留所や運行ルートが自宅から距離があり、利用することが難しいといった一部の住民の方からの声があるほか、運行事業者からは、ドライバーの確保に苦慮しているところのお話もお聞きしているところであります。

こうした状況を踏まえまして、現在運行ルートの見直しも考慮する中、より効率的で利便性も向上する運用となるよう、現在のマイクロバス方式も含め、14人乗り、あるいは10人乗りワンボックス車などの乗車定員数による車両の規格も含めた更新を検討しているところであります。

この新たな車両の導入に向けた事前準備といたしまして、最適な乗車定員数を把握するため、現在運行事業者の協力を得ながら、全ての便に対してバス停留所ごとの乗降人数調査を実施しているところであり、車両規格を決定するにあたり、検討材料の一つにしたいと考えております。

新車両の運行時期といたしましては、現在、中之条地区において、新複合施設の整備が進められておりますが、この新たな施設の供用が開始されることにより、町内における人の流れの変化も想定されることから、運行ルートの検討も含め、新複合施設の駐車場等を含めた外構整備の完了が予定されている、令和10年度以降を見込んでいるところでございます。

また、バリアフリー車両の導入につきましては、高齢者や子どもの乗り降りを容易とするため、乗降口に段差がなく、車内に入るとそのままフラットに、床と一体となっている、低床設計としたノンステップバスが、都市部の路線バスとして最も一般的であるとお聞きしているところであります。

しかしながら、坂道が多い当町のような地形条件では、ノンステップバスは適さないため、現在、町で運行中の循環バスの車両につきましては、ワンステップバスと言われる、乗降口から車

内床面までのステップが1段だけのバリアフリー車両を採用したという経過がございます。

また、車内への車椅子スペースの設置といったバリアフリー対策につきましても、国土交通省が定める標準仕様として、車椅子移動部分の通路幅を80センチ以上確保しなければならないなど、ある程度大型の車両でないと対応が難しい面もあり、町内においては運行可能な路線が制限されてしまうことも懸念されるところであります。

このような状況の中、どのようなバリアフリー車両が最適であるか、県内外の自治体の導入状況も研究する中で、運行事業者とも協議し、総合的に検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、複数の移動手段が相互に補完し合う地域公共交通体系の構築についてのご質問ですが、高齢者をはじめとする移動に制約がある方などが、ご自身の日常生活に合わせて、循環バスやデマンド交通などの移動手段の中から、その時々で利用しやすいものを選択できるようになることで、移動における待ち時間の短縮や利用料金が安く済むなど、利便性の向上が期待できるものと考えているところであります。

しなの鉄道をはじめ、循環バスとデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、当町の地域公共交通にとって大変重要であると認識しており、これらの交通手段がさらに連携を深め、相乗効果が発揮できるよう、中心市街地である坂城駅に加え、新複合施設を地域公共交通の結節点と位置づける中、運行ルートの検討も含めた総合的な運行形態について、町の地域公共交通会議や地域交通利用促進協議会、運行事業者とも協議する中で、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、町民や利用者の皆様からのご意見、ご要望をお聞きする中で、より利便性の高い地域公共交通の構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、伊の公共交通利用促進についてのご質問のうち、駅前広場や駅周辺でのイベントの集客や往来を増やすための工夫についてお答えいたします。

町の玄関口であるしなの鉄道坂城駅周辺は、かつて北国街道の宿場町として栄え、今なお、往時の面影を残す建造物や鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、観光資源が集積しております。

これまで町や町商工会、株式会社まちづくり坂城や町内の団体等で組織する実行委員会が主体となり、坂城駅周辺を拠点に様々なイベントを開催し、多くの方にご参加いただいております。

令和7年度では、6月1日に坂城駅前多目的広場にて、坂城駅前葡萄酒祭2025を開催し、町内外のワイナリーなど35店舗が出店し、約2,800名の来場者にワインやコンサートで楽しんでいただけたとともに、坂城駅とばら祭り期間中のさかき千曲川バラ公園を結ぶシャトルバスを運行し、バラについても楽しんでいただきました。

10月18日には、ONSEN・ガストロノミーウォーキング in さかきを開催し、坂城駅からびんぐし湯さん館までの約9キロのコースを、自然や景観、街並みを楽しみながら巡っていただき、当町の途中のガストロノミーポイントでは、おしぼりうどんやおやき、ワインなど、坂城町ならではの味を堪能していただきました。また、参加者135名のうち約4割の方は、しなの鉄道を利用していただきました。

さらに10月25日には、坂城駅前多目的広場を主会場に、169系電車保存会会員やしなの鉄道株式会社をはじめとする交通事業者などのご協力の下、鉄道フェスタを開催し、鉄道グッズの販売や運転シミュレーター体験、飲食ブースなど大勢の方に楽しんでいただきました。

このほかにも、8月には、坂城駅前・横町・立町通りにおいて町民まつり坂城どんどん、10月には、B. I プラザ駐車場においてのど自慢大会、12月から1月にかけて、坂城駅前イルミネーションの点灯、そして現在、坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館において、坂城のお雛さま展を開催中であり、年間を通して観光客や住民の皆さんに楽しんでいただけるイベントや展示会を開催しております。

こうした行政などが運営主体となるイベントに加え、民間の有志による新たな動きも生まれてきております。昨年夏以降、町内の音楽愛好家などが企画し、コミュニティセンターのホールや駐車場で実施した音楽と食のイベントや、坂城神社境内を活用したイベントなどが開催され、坂城駅周辺のにぎわいの創出につながっています。

今後の集客や往来を増やすための取組、工夫の考えといたしましては、坂城駅前葡萄酒祭や町民まつり坂城どんどん、169系電車を活用したイベントなどを継続していくとともに、今年9月上旬から11月中旬にかけて、鉄の展示館で開催を計画しております秋の特別展「源清麿と山浦一門展」では、人気オンラインゲームとのコラボレーション企画を行う方向で準備を進めております。

この取組により、初めて坂城町を訪れる方が大勢来館されることも見込まれることから、坂城駅周辺のみならず、町内の他の観光施設などにも訪れていただいたり、また再度訪れたいと思っていただけるような企画等についても検討してまいりたいと考えております。

今後も、町商工会や株式会社まちづくり坂城、しなの鉄道などの関係機関やイベントを企画する民間団体と連携を図り、坂城駅周辺でのイベントの積極的な開催や開催支援を行うことで、坂城駅周辺のさらなる集客と往来の増加につながる取組を推進してまいりたいと考えております。

**4番（水出君）** 担当課長より答弁いただきました。特にS u i c aの導入は、単に改札にまつわる鉄道社側の改善のみならず、本当に利用者に大きな効果があります。私も自分で体験して、地元にはS u i c aがなかったんで、都内にしか行く用というのがあまり今はなくなっちゃって、つつい都内に行ったときに使ってみたんですけど、本当に切符を買う手間、小銭を探したり、切符がどこか行っちゃうとか、そんなストレスがなく買えるということで、非常に便利だな

と感じました。

それで、この辺で使えるようになるということは、高齢者も障がい者の方も、やっぱり小銭を財布から出したり、切符を買ったりするって非常に大変なことです。それが使えるようになるということは、非常に効果が大いのかと思っております。

それとあと、Suicaのユーザーの方が、やっぱり坂城町を訪れたときに、商店街やらタクシーやらバスとか、みんな使えるってことは、非常にその辺も便利だなというところなんで、本当に商業の拡大に寄与することだなと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

それとあとハード面で、テクノセンター駅にエレベーターの関係なんですけど、やっぱりSuicaを使えることによって、改札が両側に設置できるってことは、非常にバリアフリーの環境を整えば、非常に身障者の方、高齢者の方、助かることだなと思います。

特にテクノセンターっていうのは、やっぱり工業の町のテクノなんて名前ついでるだけに、大手企業さんも訪れる駅ですんで、そこにエレベーターがないとか、そういうのは非常に何か言ってることとやっってることがっていうギャップを感じる、外部のお客様もいるのかなというところもあります。その辺も含めて前向きに、本当に早い時期に、できるだけ後期実施計画の中で実現できるように進めていただきたいなと思っております。

あとイベントについては、本当にいろいろ増えてきまして、昨年も私も顔を出すのに忙しいぐらい、イベントが多かったなと思って、いいことだなと思っております。それで特に、やっぱり民間主導の方が企画してイベントを開催するって、非常にそれぞれ町民がやる気出てくると思うんです。

ですから、あんまり行政が全部おんぶにだっこで、全部手を出すんじゃなく、支援して、できるだけ町民や民間の方を企画しやすくしてあげる、そんなところを導いていただけるように、また支援のほうを期待しておきます。

それとあと、公共交通の交通体系の中で、鉄道からデマンド、あと循環バス含めて、やっぱりこれから新複合施設というのは非常に大きな拠点になるのかなと思います。やっぱり後期高齢含めて、車の運転がなくなるということは、非常に車社会の我々からすると大変なことだと思うんです。本当に不自由だと思います。

そのところが、やっぱり自分たちが車を運転した並みに、移動する手段が割と近づいたものがあるというところが、やっぱり非常に大切なことだなと思うんで、そこに近づけるのは難しいことなんですけど、近づけさせようとする行政の意思、それは非常に大切なことだなと思うんで、そんなことでやっていただいて、新複合施設自身は、コミュニティの場として提供して、そこに高齢者の方やら、コミュニティづくりがより盛んになるように、そこを拠点として医療機関に通ったり銀行に通ったり、買物に行ったりということもできる。そんな姿がターミナルみたいになってくると非常にいいのかなと思いますけど、そんなことの利便性もイメージしながらつくってい

ただければなと思っております。

以上、いろいろこれから過去5年、変わっていくことを大いに期待して、私の一切の質問を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** 以上で、通告がありました6名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時44分～再開 午後 1時30分)

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

---

**議長（中嶋君）** 続いて、日程第2「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」以下7件の議案については、全て、去る3月2日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**2番（大日向君）** 1点お願いします。別表に定める観光振興に要する費用の財源に充てるとあるんですけども、どんな活用が考えられるのでしょうか。

**商工農林課長（北村君）** こちらの基金の質問についてお答えいたします。

こちらは、坂城町宿泊税交付金基金ですが、長野県が今年の6月1日以後の宿泊から対象とする宿泊税を財源とする交付金を原資に基金を設置するものであります。

また、3年間の基金積み立てが認められておまして、例えば令和8年度で活用できなかった交付金は、基金に積むことにより、令和10年度まで活用できる仕組みとなっております。

活用につきましては、8年度当初予算において、令和9年に実施されますJRと長野県、県内市町村等で組織する実行委員会が主体となって行います信州デスティネーションキャンペーンの準備経費の令和8年度分の負担金に活用する計画で予算計上させていただいております。また、その残額につきましては、積立金として予算計上させていただいております。

交付金に係る県の説明会が昨年11月と2月とありまして、やっとここに来て、この交付金の全貌が把握できたところでありまして、この信州DCの負担金以外は決まっておりますが、交付金の趣旨に沿いまして、今後活用方法の検討を進めるとともに、他市町村とも連携する中で、町の観光振興が図れる取組、観光客の増加、満足度、利便性の向上につながる事業に充当してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） これは国民健康保険に子育て支援の支援金分を上乗せして徴収するという制度で、そういう形の条例改正ということでいいんでしょうか。確認のためお聞きいたします。

失礼いたしました。議案第5号ということですね。申し訳ございません。失礼いたしました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） 先ほどは大変失礼いたしました。この国民健康保険条例改正についてですが、子ども・子育て支援の支援金を徴収するという条例改正ということでよろしいでしょうか。確認のため質問いたします。

収納対策推進幹（北沢君） そのとおりで、こちらの条例については税の料率等決めるものでございます。

議長（中嶋君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

13番（大森君） 議案第6号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の討論を行います。

この条例一部改正は、子育て支援金を国保で徴収するというものであります。国民健康保険は社会保険制度の一つであり、年金や介護、雇用、労災と同じように、病気や高齢、失業、労働災害など、自らのリスクに対し保険料を出し合って支え合っている制度であります。

しかし、社会福祉分野である子ども・子育て支援のための子ども支援金を制度の違う医療保険に導入して徴収する。このことは、社会保険制度の根幹にも関わる重大な問題であると考えます。よって、この条例改正には私は反対をする立場であります。どうか皆さんのご支持を得られるようよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおりに決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定をいたします。

よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎日程第6「議案第7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について」

議長（中嶋君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して、質疑されますようお願いをいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

9番（山城君） 1点だけお伺いいたします。

ページ数は15ページ、款16財産収入、項1財産運用収入の、すみません、ふるさと寄附金のところになりますが、こちら減額となっておりますけど、こちらの今後の見通しと、あと今後の対応、対策の点についてお伺いいたします。

以上です。

企画調整係長（宮原君） ページ、15ページ、款17寄附金、項1寄附金、7総務費寄附金、ふるさと寄附金の見通しと今後の取組はということについてお答えしたいと思います。

ふるさと納税額の見通しにつきましては、令和6年度実績及び7年度の実績を参考に、令和8年度の予算を8千万円として計上したところでございます。

次に、今後の取組につきましてですが、生産農家や町内事業所とのつながりを持つ農協や商工会と連携いたしまして、魅力的な返礼品の種類及び提供量の拡充を図り、また、町の認知度の向上に取り組むとともに、寄附者の皆さんにまた選びたいと感じていただけるよう、返礼品の充実と町の魅力を幅広く発信していきたいというふう考えているところでございます。

**議長（中嶋君）** ほかに質疑はございますか。

**10番（柗津さん）** 1点お願いします。ページが11ページです。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金の地域未来交付金についてですが、こちらは、令和6年デジタル田園都市国家構想交付金、令和7年が新しい地域経済生活環境創生交付金から地域未来交付金に変わってると思うんですが、この変わった点と用途等に変更はあるのか教えてください。

**DX推進室長（瀬下君）** ページ、11ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金、節1企画費補助金の地域未来交付金（デジタル実装型）123万7千円のご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、計上しました地域未来交付金につきましては、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金、昨年度の新しい地域経済生活環境創生交付金、こちらを経まして制度が再編されたものでございます。いずれの交付金につきましても、デジタル技術、こちらを活用して地域課題の解決を図るといった基本的な趣旨、こちらは共通しておりますけれども、制度の変遷に伴いまして、幾つかの点で内容が変わってきております。

当初のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、自治体内におけますDXの推進、こちらを進めるため、他の自治体で既に確立されました優良なデジタルサービス、こちらを導入する、いわゆる横展開を中心とした制度でございました。次の新しい地域経済生活環境創生交付金、こちらにつきましては地方創生2.0、こちらの理念の下、デジタル分野も含めました地域経済の活性化、それから生活環境の改善、こちらを包括的に支援する制度へと発展いたしましたところでございます。

そして、今回の地域未来交付金、こちらでございますけれども、従来からの変更点といたしまして、自治体内におけますデジタル化、こちらが国の想定よりも大分進んできたといったところがございまして、単に住民サービスにおけるシステム導入だけではなく、住民に直接的にサービスを利用して裨益を実感できる仕組みであることが、要件の中でより明確化されたところでございます。単に住民等にメリットがあるといったことだけではなくて、導入したシステム等を住民が直接利用する中で直接的な裨益がもたらされる必要が生じたといったところになっております。

また、交付金の対象となります内容といたしましては、基本的に当初から変わっておりません。システム構築に係る当初の費用が主となっております。また、補助対象の事業費の規模でございまして、これまで下限はございませんでしたけれども、今回の地域未来交付金から1事業当たり100万円以上と変更されたところでございますけれども、補助率に関しましては、一般

的なものにつきまして、事業費の2分の1であるといったことなどについては、これまでと変更  
ございません。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようですので、これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。質疑はございますか。

4番（水出君） 4件についてお願いいたします。

初めに、30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費、節14工事請負費、  
金額71万5千円、防犯灯工事についてです。

まず、会の招集挨拶で町長よりもお話もありましたけれど、LED化を進めるということで、  
来年度末までに行うというお話でありました。それで、まず町の防犯灯をこれからLED化する  
工事件数、こちら何件あるのか。それと、この71万5千円の内訳についての説明をお願いします。

それと、もう一つが蛍光管の在庫、LED化にすると、役場で在庫している未使用の蛍光管も  
余ることがあるのかなという感じがあるんですけども、その残管の処分方法等についてお答え  
お願いいたします。

続きまして、41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費。それで、  
41ページの説明欄に関係するんですけど、遠隔手話通訳システム負担費及び手話奉仕員養成講  
座負担金のところに関係する質問になりますけれども、先ほど採決されましたけど、手話言語条  
例が制定されると、公的場面に手話通訳等のサービスの増加が見込まれると思うんですけど  
も、予算への影響や見込み状況、その辺についてお答えお願いいたします。

それと、次が94ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費。こちらのほうは予  
算に計上してる内容じゃなくて質問で恐縮なんですけれども、現在、教育施設のトイレの洋式化  
が今進められております。それで、図書館というのは非常に今高齢者やら、それとあと、2階で  
は特に日曜日なんかは小さなお子様向けにいろいろな催しをされておるんですけども、そうい  
ったことで非常に洋式化にトイレを早めにしていただきたいと思ひまして、できるだけ優先持っ  
て次計画になっているのか、ちょっと確認したく、その次の計画についてお聞かせいただけ  
るようでしたらお答えお願いいたします。

それと、最後4番目です。95ページから96ページになります。款10教育費、項4社会教  
育費、目4文化財保護費、それで、文化財保護一般経費になります。96ページの説明欄で修繕  
料に該当する話かとは思いますが、14万円ですね。今、町内に教育文化課と書かれた  
史跡等の案内板があるんですけども、割と字がかすれて読めない状況のものを見受けします。  
町では今デジタル化も推進されていて、町内の案内マップとか非常に分かりやすいものが出てき

ておりまして、ああいったところから見て、外部から来る方がやっぱりその場所に行ったときに、案内板がちょっと見えないような状況というのは、非常にやっぱり町のサービスとしてもちょっと寂しいものがあるのかなと思ひまして、この辺については積極的にできるだけ早くまとめて交換して、デジタルマップと併せて確認できるようにはしていただきたいと思ひまして、この修繕料14万円については、今回何基か更新の予定があるのかどうか含めてお答えをお願いします。

以上でございます。お願いします。

**住民環境課長（山下君）** 最初に、30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費の防犯灯工事71万5千円のご質問に対してお答えいたします。

最初に、防犯灯のLED化の対象ということでございますが、町内におきましては、令和7年度で防犯灯総数が1,643、そのうちLED化されたものが252ありますので、残り蛍光灯、白熱灯、水銀灯合わせて1,391基がLEDの工事の対象となります。

今回、こちら71万5千円で上がっております工事費は、このLED化の対象ではなくて、例年、町単工事ということで各区から要望を取りまとめて、その中でこの71万5千円の予算の範囲内で各区の要望を対応するものであり、今回につきましては7区の対応を考えており、内容につきましては、防犯灯の新設もしくは器具等の交換を対象として考えております。

また、蛍光管の在庫についてでございますが、全てLED化になれば、蛍光管につきましては防犯灯で使う必要がありませんが、蛍光灯につきましては製造も中止になるということですので、当町に残っております蛍光管につきましては、直ちに処分するというのではなく、有効利用を考えて保管のほうを考えていきたいと考えております。

以上です。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 予算書41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の地域生活支援事業の中の手話に関するご質問にお答えいたします。

手話言語条例の制定に当たりましては、手話の普及・理解促進として、町のイベント等において手話に触れる機会を増やしていきたいと考えております。

手話に関する予算といたしましては、これまでも遠隔手話通訳システムの使用料に係る負担金と、手話の活動や需要が増えることへの備えとして、千曲市と合同で開催する手話奉仕員養成講座への負担金であります。条例制定に際し、町が主催する行事等における手話通訳者の配置が見込まれることから、手話通訳者等への謝礼として、説明欄にあります講師等謝礼の中に予算を確保しており、例年ですと1回程度の予算計上でありましたが、令和8年度におきましては3回ほどを予定し、予算を見込んでおります。

**教育文化課長（細田さん）** 予算書94ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費のうち、図書館一般経費に係る図書館のトイレの洋式化の計画について、まずお答えいたします。

図書館のトイレにつきましては、1階と2階の多目的トイレが洋式となっております、こちらのほうをご利用いただいている状況であります。教育施設のトイレの洋式化につきましては、順次進めてきておりまして、図書館についても近くに新複合施設の建設が予定され、来館者数の増加も期待されるところでありますので、トイレの洋式化につきましては、実施計画等に加える中で進めていきたいと考えております。

続きまして、95ページです。目、文化財保護費、文化財保護一般経費で96ページの修繕料の内容ですけれども、こちらにつきましては、公用車の車検等に係る修繕費のほか、施設備品等の突発的な軽微な修繕費を計上しております。

ご質問にありました史跡等の案内看板につきましては、順次計画的に進めておりまして、昨年度は御厨社古墳と中之条陣屋について修繕のほうを行いました。令和8年度については、予算計上はされていない状況でありますけれども、緊急性等を考慮しながら、必要であれば補正予算で要望していきたいと考えております。

また、先ほど議員さんからも紹介ありましたけれども、史跡等の情報を簡単に取得できるデジタルマップを令和6年度に整備いたしました。坂城町のホームページからも閲覧できます。こちらのほうも短期間で修正等が可能ということで、こちらのほうも活用いただけるよう周知してまいりたいと思います。

**4番（水出君）** 今、答弁ありまして、最初の質問の住民環境課の担当課長よりご説明ありました防犯灯工事についてですけれども、71万5千円で、それで新設と交換が今7基ほどあるということで、例年ですと区長さんからの要望でできるもの、できないものがあつたかと思うんですけれども、今回LED化にするということで、全てにおいて対応になるという見込みでよいのかどうかお答えお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問でございますが、今回予定しております7区分につきましては、灯部について交換の場合については、全てLEDということで対応を考えております。

**議長（中嶋君）** 水出議員、終わりでよろしいですか。

**4番（水出君）** はい。

**議長（中嶋君）** 了解いたしました。ほかに歳出の質疑はございますか。

**7番（星君）** 2点ほどお願いいたします。ページ、33ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳、目1戸籍住民基本台帳、戸籍住民基本台帳5、753万3千円、マイナンバーカードの交付率は。

もう一点、ページ、81ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、消火栓工事負担金920万、予定件数、また予定場所をお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** 最初に、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台

帳費の中のマイナンバーカードの交付率ということでございますが、こちらにつきましては、令和8年2月28日現在でございます。この交付率におきましては、死亡と廃止等によります数も含まれておりますが、現在のところ99.78%となっております。

それから続きまして、款9消防費、項1消防費、目3の消防施設費の消火栓工事の負担金につきまして、予定件数は、今回、老朽化や不具合によります改修が4件、それから道路拡幅に伴う移設が1件ということで、全5件を予定しております。場所につきましては、金井地区、中之条地区、坂城地区、村上地区ということで各1か所ずつということで対応しております。

また、今回予定しておりますもののほかに、消防団によります水利点検等で不具合等が見つかり緊急性がある場合には、急遽そちらに対応ということも柔軟に考えていくということで予定してございます。

以上です。

**議長（中嶋君）** ほかにどうですか。質疑はございますか。

**8番（玉川君）** 3点お願いします。予算書37ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、これの民生委員活動費交付金、これの1人当たりの金額について。

次に、38ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、これのシニアクラブ補助金が106万円あります。これの補助対象件数、そして現在のシニアクラブの活動状況。

最後になりますが、43から44ページ、款3民生費、目1社会福祉費、目7高齢者対策費、高齢者対策費、入所判定委員会の説明をお願いいたします。構成員、人数などです。それと、入所対象人数と1人当たりの予算について説明をお願いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、民生委員会の活動費交付金についてでございますけれども、民生委員・児童委員が地域で行う相談、訪問、見守り、関係機関との連絡調整などの活動に伴い必要となる交通費や通信費など実費的な経費について、委員の活動を支えるために交付するものでありまして、県からの活動交付金を受け、1人当たり年約6万円を交付しております。

続きまして、老人福祉費のうちシニアクラブについてのご質問でありますけれども、シニアクラブにつきましては、それぞれの地域で会員同士の交流や健康づくり、生きがいつくり、地域貢献につながる活動を行っており、現在活動するクラブは9つのクラブ、それと、新たに立ち上がるクラブ1つのクラブを含めまして補助件数を見込んでおります。

主な活動状況でございますけれども、クラブごとに多様で、軽スポーツなどで体を動かす取組のほか、お花見ですとか忘年会などの食事会、行事を通じた交流の場づくりも行われております。さらに、地域のボランティアとして草刈りや公民館清掃など身近な環境整備に取り組むクラブも多く、各クラブが目的に応じ工夫されながら、高齢者の皆さんが楽しく集い、つながりを保てる

場となるよう活動していただいている状況であります。

続きまして、予算書43ページの目7高齢者対策費でございます。高齢者対策費、こちらでございますけれども、長野広域連合会で運営する養護老人ホームは、環境や経済的理由により居宅における養護が困難な高齢者が入居する施設で、入所につきましては、その必要性や適否を公正・適正に判断するため、入所判定委員会を設けております。委員の構成といたしましては、保健所長、精神科医、養護老人ホーム所長、市町村の福祉課長及び地域包括支援センター所長の5名で、本人の心身の状況、生活環境、身体体制等を総合的に確認した上で入所の可否について審査を行っております。

また、入所対象者につきましては、11人を予算で見込んでおりますが、入所措置費は高齢者の障がいや介護の状況等により異なりまして、平均では1人当たり月16万円ほどを見込んでおります。

**8番（玉川君）** お答えありがとうございました。シニアクラブなんですが、現在9クラブ、新たに立ち上がるのが1クラブあるというお話でしたが、今準備中ということなんでしょうか、新しいクラブというのは。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

令和8年度の予算といたしますと、現在活動しているクラブが9クラブ、それに今後新たに立ち上がるクラブを1クラブ見込みましてということですので、現在準備しているという段階ではございません。

**議長（中嶋君）** ほかに質疑ございますか。

**13番（大森君）** 1点だけお願いしたいと思います。

ページ28ページの款2項1目7広報広聴費の中のホームページの点ですけども、今回新しいホームページに変更になりました。これ古いホームページの掲載されたものが全部移行するのはいつ頃になるのか。

そして、もう一点が、その旧ホームページの閲覧できるようにできないのか。これリンクを貼っていただけないのかなというふうに思うんです。旧ホームページの掲載されたのが新しいホームページに全部移動できた後、それは削除すればいいわけで、ぜひお願いしたい。というのはですね、いろいろと資料を調べたいと思ったんですが、例規集がまだ更新されていないんですよ。だから非常に困りました。この例規集を確認しながらやりたいと思ったけども、それが出てこないということがあります。そういう点で、新しいホームページはいつまでに完成できるのか。そして古い、旧ホームページをリンクとして閲覧できるようにしてほしいということですが、それについていかがでしょうか。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいまご質問いただきました28ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7広報広聴費の中の広報発行事業の中にごございますホームページの管理関係の

経費でございます。

ご指摘いただきました今年度ホームページリニューアルに関しまして、3月2日から一般公開のほうを既に行っているという状況でございます。

それと併せまして、旧来のホームページ、こちらにつきましては、クラウドのサーバーが今月いっぱい閉鎖されるということでもあります。ですので、この3月中移行期間ということでもありますので、今ご指摘のありました例規等、その他まだ落ちがあるようであれば、今月中に移行を早期に進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

**13番（大森君）** 今月中で閉鎖されちゃうということなんですが、これ費用を払って1か月延長するとか、そういう方法はできないんですか。これはまだまだ全部移行できてないんですね。他の点もあったんですが、ちょっとメモしてなかったんですけども、そういう点では全部移行した時点で閉鎖するというので、移行を早くしていただくということだと思うんですよ。ぜひそれはリンクを貼ってやっていただきたいと思うんですが。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、基本的にそういった漏れと、これらのような事前のホームページにあった掲載内容が一部まだ欠落しているものがあるような場合は、今月中に全て移行させるということでもありますので、その点ご理解いただければと思っております。全部移行しますので、よろしく願いいたします。

**議長（中嶋君）** 大森議員、2回までですので申し訳ないが、よろしいですか。はい、了解しました。

ほかはどうでしょうか、皆さん。質疑。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款

7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

---

◎日程第10「議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしという声がございます。異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第11「議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

8番（玉川君） 1点伺います。

介護保険の基金残高、これについて教えてください。

福祉健康課長（鳴海さん） 8年度の介護保険の予算についてのご質問にお答えいたします。

ただいま基金残高についてのご質問でございましたが、令和7年度の2月末時点の基金につきましては——すみません、ちょっと時間をいただきたいと思えます。すみません。

議長（中嶋君） それでは暫時休憩。

（休憩 午後 2時27分～再開 午後 2時34分）

議長（中嶋君） お待たせをいたしました。再開いたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 大変貴重なお時間をいただき申し訳ありません。

介護保険事業の基金残高でございますけれども、令和8年2月末時点において4億5,241万8千円でございます。

議長（中嶋君） よろしいですね。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第12「議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声がございます。異議なしと認めて、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第13「議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第10号」から日程第13「議案第14号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月18日までの7日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、よって、明日12日から3月18日までの7日間は、休会とすることに決定をいたしました。

今回は、3月19日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

(散会 午後 2時39分)